

苫小牧市議会議員政治倫理条例の解説



～ 信頼される議会を目指して ! ～

令和5年（2023年）4月

苫小牧市議会

目 次

第1条	目的	1
第2条	議員の責務	2
第3条	政治倫理基準の遵守	3
第4条	審査の請求	4
第5条	審査会の設置等	5
第6条	政治倫理基準違反の審査	6
第7条	対象議員の協力義務	7
第8条	議長への報告等	7
第9条	必要な措置の実施	8
第10条	委任	8
附則		9
卷末資料	手続きの流れ	10





～信頼される議会を目指して～

苫小牧市議会は、平成31年3月に、「開かれた議会」を目指すことを第一に考え、議会基本条例を制定しております。この条例の中で議員は、政治倫理を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行することを定めています。

昨今、議員の不祥事については、マスコミに多く取り上げられておりますが、本市の議員が政治倫理に反する行為をした場合、当該議員に対し議会の品位と名譽を守り、市民の信頼を回復するため必要な措置を講じる手続きなどについて、これまで明文化されたものはありませんでした。

この現状を踏まえ、議会改革の一環として、政治倫理に関する規律の基本的事項を定めた本条例を制定し、市民から信頼される議会を目指していくことを決意しました。

苫小牧市議会は、開かれた議会、さらに信頼される議会を目指し、市民に議会の活動を理解していただけるよう取り組んでまいります。

(目的)

第1条 この条例は、苫小牧市議会議員の政治倫理に関する規律の基本的事項を定め、市民に信頼される議会を目指すことにより、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。



【解説】

本条は、この条例の目的を定めています。

議会基本条例では、議員は政治倫理を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行することを規定していますが、当該政治倫理に関する規律の基本的事項を定め、市民に信頼される議会を目指すことにより、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

(議員の責務)

- 第2条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、誠実かつ公正にその使命の達成に努めなければならない。
- 2 議員は、自他を問わず政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。
 - 3 議員は、その地位及び言動が及ぼす影響の大きさを自覚し、市民又は市職員に対し、強制にわたることのないよう、自らの言動を律しなければならない。



【解説】

本条は、議員の責務について定めています。

- 1 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、誠実かつ公正にその使命の達成に努めなければならないことを定めています。
- 2 議員は、自身のみではなく、議会全体として政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならないことを定めており、いわゆる問責制度^(※1)の内容も広くこの項に含め、議会として積極的に情報を発信して信頼回復に努めることを考えています。
- 3 議員は、その地位及び言動が及ぼす影響の大きさを自覚し、市民又は市職員に対し、強制にわたることのないよう、自らの言動に注意しなければならないことを定めています。近年、全国的に様々なハラスメントが問題となっていることから、自分が他の者が不快に感じる言動や行為を行わないことを明言しています。

(※1) 問責制度 議員や長等が贈収賄罪等で有罪判決があった場合に、引き続きその職にとどまるときは説明会を開催する等とするものとされています。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうおそれのある行為並びにその職務に関し不正の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。
- (2) 地位を利用して、公正を疑われるような金品の授受をしないこと。
- (3) 市及び市が関係する団体（以下「市等」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、特定の業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市等が行う許認可又は請負その他の契約に係る企業、団体及び事業主又はこれらの後援団体等から政治的、道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (5) 地位又は権限を利用して、市職員の公正な職務執行を妨げるような働きかけをしないこと。
- (6) 市職員の採用、昇格、人事異動等に関し、不正な働きかけをしないこと。
- (7) 地位を利用して、市職員に対し物品等の購入その他各種契約の締結を強要しないこと。
- (8) 地位を利用して、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）、嫌がらせ、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしないこと。



【解説】

本条は、議員が遵守しなければならない政治倫理基準を定めています。

第1号を原則、第2号から第8号までの規定を例示としており、例示にないものは第1号を適用させます。例えば、請負等の制限については、地方自治法第92条の2に規定されていますが、法律の範囲外の内容については、第1号を適用させます。

- (1) 議員が守らなければならない政治倫理の原則について定めています。
- (2) 地位を利用して、公正を疑われるような金品のやり取りをしてはならないことを定めています。
- (3) 市及び市が関係する団体（以下「市等」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、特定の業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしてはならないことを定めています。
- (4) 市等が行う許認可又は請負その他の契約に係る企業、団体及び事業主又はこれらの後援団体等から政治的、道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けてはならないことを定めています。
- (5) 地位又は権限を利用して、市職員の公正な職務執行を妨げるような働きかけをしてはならないことを定めています。
- (6) 市職員の採用、昇格、人事異動等に関し、不正な働きかけをしてはならないことを定めています。

- (7) 地位を利用して、市職員に対し物品等の購入その他各種契約の締結を強要してはならないことを定めています。これまでの協議の中で物品等には書籍、パーティーコードなど、各種契約には新聞購読や保険の契約などが挙げられています。
- (8) 地位を利用して、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）、嫌がらせ、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしてはならないことを定めています。

（審査の請求）

第4条 議員が前条の政治倫理基準に違反している疑いがあると認めるとときは、2人以上の議員の連署をもって、その代表者からこれを証する書面を添えて、議長に審査の請求をすることができる。

2 前項の審査の請求の内容が議長に関係するときは、同項の規定にかかわらず、副議長に審査の請求をするものとする。この場合において、次条、第6条、第8条及び第9条中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。



【解説】

本条は、審査の請求について定めています。

1 特定の議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反している疑いがあると認めるとときは、2人以上の議員が署名し、違反の事実を証する書面を添えて、議長に審査の請求をすることを定めています。

なお、2人以上であれば、同一会派に限らず、複数の会派で審査の請求を行うこともできます。

2 審査の請求の内容が議長に関係するときは、副議長に審査の請求をすることを定めています。副議長に審査請求をした場合は、第5条、第6条、第8条、第9条の規定の中で「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えることになります。

(審査会の設置等)

- 第5条 議長は、前条の審査の請求があったときは、苦小牧市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- 2 審査会は、委員10人以内で組織する。
 - 3 委員は、議員のうちから議長が選任する。ただし、審査の対象となった議員（以下「対象議員」という。）及び前条第1項の審査の請求をした議員は、委員となることができない。
 - 4 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
 - 5 委員の任期は、当該事案の審査結果について議長への報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、そのときまでとする。
 - 6 委員は、審査の過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 7 委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。
 - 8 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。



【解説】

本条は、審査会の設置等について定めています。

- 1 議長は、第4条の審査の請求があったときは、苦小牧市議会議員政治倫理審査会を設置することを定めています。
- 2 審査会は、委員10人以内で組織することを定めています。各会派1人ずつと無所属議員の人数を基本と考えますが、事案によっては特定の会派が複数名となることも想定され、柔軟に対応できるようにしています。
- 3 委員は議員のうちから議長が選任します。ただし、審査の対象となった議員や、第4条第1項の審査の請求をした議員は、公平かつ公正な審査ができないため、委員となることができないことを定めています。
- 4 審査会の会長と副会長は委員の互選により定めることを定めています。
- 5 委員の任期は、当該事案の審査結果についての議長への報告を終了したときまでとすることを定めています。ただし、議員の職を失ったときは、審査結果の報告が終了していないくとも、そのときまでとすることを定めています。
- 6 委員は、任期中はもちろんのこと、職を退いた後も審査の過程で知り得た秘密を漏らしてはならないことを定めています。
- 7 委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならないことを定めています。
- 8 審査会の設置等について第1項から第7項まで規定していますが、そのほか審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会に諮り定めることを定めています。

(政治倫理基準違反の審査)

第6条 審査会は、議長から審査を要請されたときは、政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。

- 2 審査会は、前項の審査を行うため、対象議員その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会は、対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 審査会の会議は、原則公開する。ただし、出席委員の過半数の同意をもって公開しないことができる。



【解説】

本条は、政治倫理基準違反の審査について定めています。

- 1 審査会は、議長から審査を要請されたときは、政治倫理基準に違反した行為の存否について審査することを定めています。
- 2 審査会は、第1項の政治倫理基準違反の行為の存否について審査するため、対象議員やその他の者（市民・各種団体・企業等）に事情聴取等の必要な調査を行うことを定めています。
- 3 審査会は、対象議員に対して、弁明する機会を与えなければならないことを定めています。
- 4 審査会の会議は、議会基本条例第9条第1項^(※2)の規定により、原則公開することを定めています。ただし、会議を公開することで第三者のプライバシーを侵害する恐れがある場合などは、出席委員の過半数の同意をもって公開しないこととすることができます。

(※2) 議会基本条例第9条第1項（抄）

第9条 議会は、会議等及び当該会議等に係る資料を原則公開とし、市民との情報の共有に努めるものとする。

(対象議員の協力義務)

第7条 対象議員は、審査会の請求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して説明をしなければならない。



【解説】

本条は、対象議員の協力義務について定めています。

審査会から審査に必要な資料の提出を求められたとき、又は会議に出席して説明を求められたときは、協力しなければならないことを定めています。

(議長への報告等)

第8条 審査会は、第6条第1項の規定により議長から審査を要請された日から60日以内にその審査結果を議長に報告しなければならない。ただし、特別な理由があると認められる場合は、審査期間を延長することができる。

2 議長は、前項の審査結果の報告を受けたときは、対象議員及び審査の請求をした議員に通知するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。



【解説】

本条は、議長への報告等について定めています。

1 審査会は、第6条第1項の規定により議長から審査を要請された日から60日以内に審査を終了し、その審査結果を議長に報告しなければならないことを定めています。ただし、特別な理由があると認められる場合は、審査期間を延長することができます。

2 議長は、第1項の審査結果の報告を受けたときは、対象議員や審査の請求をした議員に通知するとともに、その概要を速やかに公表しなければならないことを定めています。

(必要な措置の実施)

第9条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による措置を講じたときに準用する。



【解説】

本条は、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対する必要な措置の実施について定めています。

1 審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じることを定めています。

措置の内容としては、議員の辞職勧告、議会の役職の辞任勧告、一定期間の出席自粛勧告等が考えられます。

審査結果や措置の概要の公表により、市民による監視が行われ、政治倫理基準違反に対する抑止につながることを期待しています。

2 第1項の規定により必要な措置を講じたときは、第8条第2項の規定と同様に、対象議員や審査の請求をした議員に通知し、その概要を速やかに公表しなければならないことを定めています。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。



【解説】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項が生じたときは、別に定めることとしています。

(附則)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



【解説】

条例の施行日を令和5年4月1日とし、本条例の規定の効力を現実に発動させることを定めています。



この政治倫理条例は、市民にさらに信頼される議会を目指していくことを目的として制定しました。現時点できることはできるなどを条例に規定しましたが、今後の見直しの中でさらに成長させて、より一層、議会に対する信頼を高めてまいります。

手続きの流れ

